

林業における死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請

高知県内の林業における死亡労働災害は、令和 8 年 7 月から 9 月までのわずか 3 か月間に 3 名（うち 1 名は事業主）の尊い命が失われるなど、極めて憂慮すべき状況となっています。

また、高知労働局第 14 次労働災害防止計画において、林業は重点業種の一つとして位置付けられており、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間ににおける死亡者数の目標値は「5 人以下」とされています。しかしながら、令和 5 年から本年 9 月時点で既に 3 名の死亡災害が発生しており、目標達成に向けて極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、死亡労働災害撲滅に向け、今一度、基本的な安全管理の徹底と安全意識の向上を図るため、貴団体におかれましては、傘下事業場に対し、下記事項の周知及び取組の推進について格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 安全衛生活動の総点検

事業主自らが「安全最優先」の方針を明確に示し、安全衛生スタッフ等による現場の安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、安全衛生活動の総点検を実施すること。

2 法令に基づく安全措置の徹底

労働安全衛生関係法令に基づく措置が確実に講じられているか点検し、墜落・転落災害防止措置、立入禁止措置その他必要な安全措置を徹底すること。

3 リスクアセスメントの確実な実施

作業方法及び作業手順についてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく危険要因の低減対策が適切に講じられているか確認すること。

4 安全衛生教育の充実

雇入れ時教育、作業内容変更時教育、危険業務に係る特別教育等を確実に実施するとともに、作業の実態に応じた効果的な安全衛生教育を継続的に実施すること。

5 伐木等作業における安全確保の徹底

伐木、造材及び集材作業においては、作業計画に基づく作業を徹底し、退避場所の確保、かかり木処理の適正実施、保護帽、下肢の切創防止用保護衣等の保護具の着用など、基本的な安全対策を徹底すること。

令和 8 年 10 月 2 日

高知労働局長 池田邦彦